

## 7 行為の届出等に係る書類

届出の際は、次の書類を提出してください。

### (1) 建築物の新築等又は工作物の建設等

- ① 景観計画区域内における行為の届出書又は通知書
  - ・ 届出書（「景観法施行細則」別記第1号様式（第3条関係））
  - ・ 通知書（「景観法施行細則」別記第3号様式（第3条関係））
- ② 位置図、周辺図（原則、A3判用紙で縮尺は1/2,500以上）  
建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- ③ 周辺写真（原則、A4判又はA3判用紙に貼付し、撮影位置及び方向を明示）  
当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
- ④ 配置図（原則、A3判用紙で縮尺は1/100以上）  
当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ⑤ 立面図（原則、A3判用紙で縮尺は1/50以上）  
建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図、マンセル表色系により表示
- ⑥ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（「景観法施行細則」別記第4号様式（第3条関係））
- ⑦ その他参考となるべき事項を記載した図書
  - ・ 太陽電池・風力発電設備景観形成配慮事項チェックリスト  
…太陽電池発電設備又は風力発電設備の建設等の場合

### (2) 開発行為（都市計画法第4条第12項）

- ① 景観計画区域内における行為の届出書又は通知書
  - ・ 届出書（「景観法施行細則」別記第1号様式（第3条関係））
  - ・ 通知書（「景観法施行細則」別記第3号様式（第3条関係））
- ② 区域図、周辺図（原則、A3判用紙で縮尺は1/2,500以上）  
当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
- ③ 周辺写真（原則、A4判又はA3判用紙に貼付し、撮影位置及び方向を明示）  
当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真
- ④ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（原則、A3判用紙で縮尺は1/100以上）
- ⑤ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（「景観法施行細則」別記第4号様式（第3条関係））
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書

### (3) 当初の計画を変更する場合

届出をした内容を変更しようとするときは、あらかじめ次の書類を提出してください。  
通知の場合、変更届は不要ですが、届出をした振興局に変更内容をご連絡ください。

- ① 景観計画区域内における行為の変更届出書
  - ・ 届出書（「景観法施行細則」別記第2号様式（第3条関係））
- ② (1) ②～⑤及び⑦、(2) ②～④及び⑥のうち、変更の内容の説明に必要なもの
- ③ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（「景観法施行細則」別記第4号様式（第3条関係））

行為の規模が大きく、上記縮尺でA3判用紙に入りきらないときは、適当な縮尺としてください。

様式ダウンロード：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.htm>